

オルタナティブとしての「原子力市民委員会・中間報告」 - 民意を反映する政策決定プロセスをどう構築するか

2013.11.13

船橋晴俊

(原子力市民委員会座長 / 法政大学社会学部教授)

- Q1: 民意を反映しない、これまでの政策決定プロセスはどういう特徴があるのか。
- Q2: 社会制御における民意反映能力の高低を分析するのに、どのような視点が必要か。
- Q3: 「民意の反映回路」をどのように豊富化していくか

図1 これまでの原子力政策をめぐる主体・アリーナの布置連関

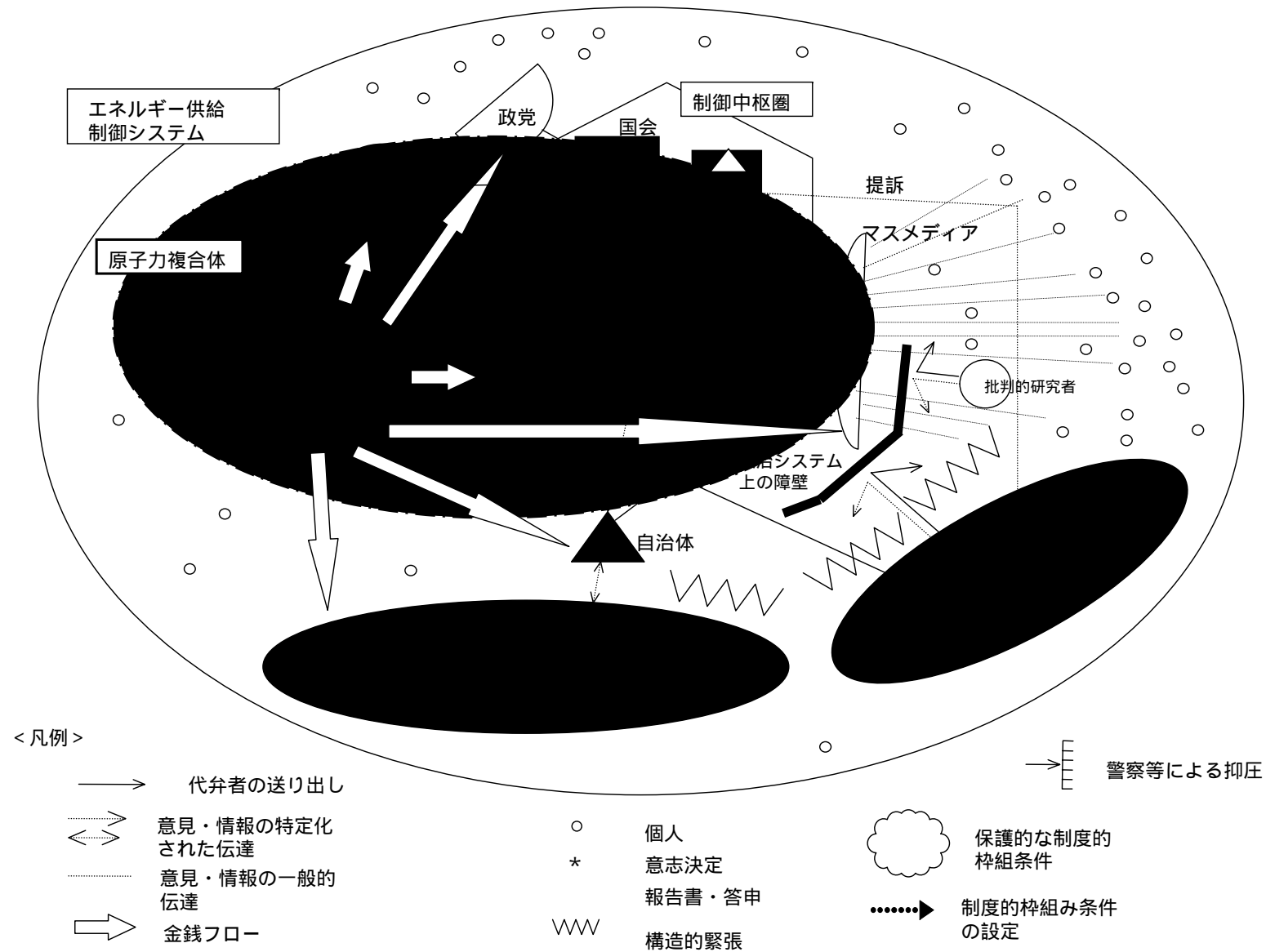
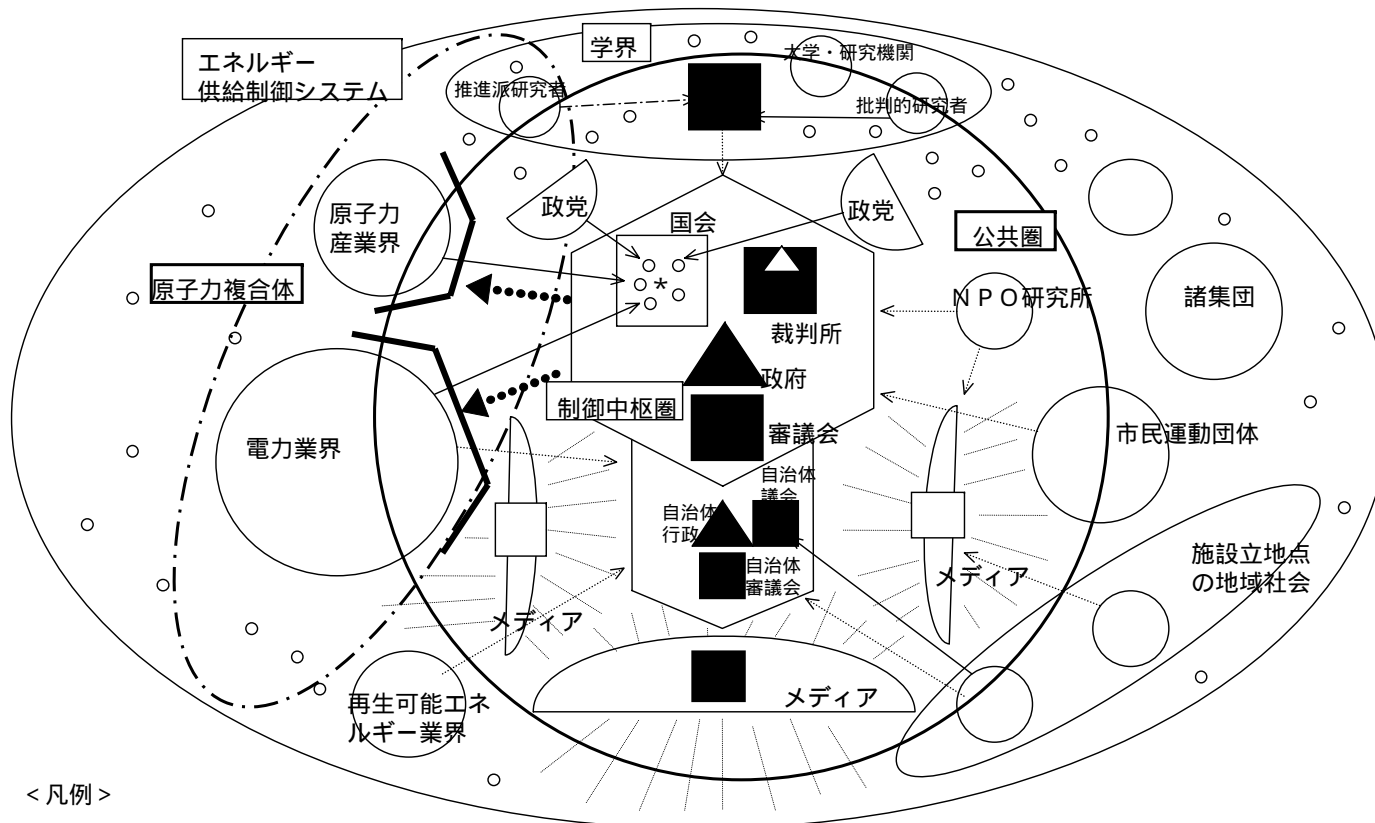


図2 エネルギー政策をめぐるアリーナと公共圏



< 凡例 >

- 代弁者の送り出し
- ⇄ 意見・情報の特定化された伝達
- ⋯ 意見・情報の一般的伝達
- ⇒ 金銭フロー
- ⋯⇒ 制度的枠組み条件の設定

- 個人
- * 意志決定
- 報告書・答申
- W W W 構造的緊張
- ⌋ 規制的な制度的枠組み条件

- 公論・社論
- * 意志決定アリーナ
- 公論形成アリーナ
- 報告書・答申作成アリーナ

Q2：社会制御における民意反映能力の高低を分析するのに、どのような視点が必要か。

- [1] 「原子力複合体」が、経済力、情報操作力、政治力を駆使して、制御中枢圏に対して大きな影響力をふるって来た。それは、交換力に基礎をおいて政策決定がなされる「**勢力関係モデル**」の一つのタイプである。
- [2] 討論空間としての「公共圏」が豊富化し、討論によって創りだされた「公論」が反映する形で、制御中枢圏における意思決定がなされる必要。その際、意思決定の内実が、討論を通して到達した「道理性」と「合理性」を備えたものである場合には「**理性的制御モデル**」といえる。「**勢力関係モデル**」の「**理性化**」(= **理性的制御モデルへの接近**)と「**民主化**」が鍵。
- [3] 社会制御能力(問題解決能力)の優劣を規定するのは、「**取り組み態勢**」の優劣である。「**取り組み態勢**」は、四種の「取組みの場」の特質と連結の仕方から把握できる。
「**公論形成の場**」、 「**科学的検討の場**」、 「**政策案形成の場**」、
「**政策決定の場**」

2-1:公論形成の場

- (1) 人々が、社会問題や政策課題に対して、討論を通しての改善され作成された意見としての「公論」を表明する場
- 対面的な討論の場、メディアを通じた討論の場の両方がある
 - 公開性、対等性、批判性、継続性を備えること
 - 「公論形成の場」からの要求提出が、「政策案形成の場」と「政策決定の場」における「政策議題設定 (agenda setting)」に転換されることが大切。また、「公論形成の場」は、「政策案形成」にも「政策決定」にも、重要な役割を果たす。
- (2) 「原子力市民委員会」は、市民シンクタンクであり、集団レベルでの「公論形成の場」でありつつ、より広い社会的場面での「公論形成」に貢献しようとしている。
- 「政策議題設定」と「政策案形成」の促進に取り組む。

2 - 2 : 科学的検討の場

(1) 科学の取り扱いについての二つの問い

A : 科学的知識は、「民意を反映した政策形成」においても大切な役割を果たす。しかし、科学が政策に的確に生かされるためには、どうしたらよいか。

B : 科学的知識を自覚的に技術に利用している技術を「科学技術」と呼ぶとすれば、「科学技術」を社会の中で、的確に使用するにはどうしたらよいのか。

(2) Aの問いに対する回答 = 「分立・従属モデル」を克服して「統合・自律モデル」を実現すること

・「統合・自律モデル」の成立条件は何か 科学の限界の自覚。自律性の確立

利害調整を扱う「政策案形成の場」と、事実認識を扱う「科学的検討の場」を区別すること。

科学的検討の場では、科学によって原理的に答えられる問題を扱うこと。

異なる学説を有する者たちが一堂に会すること

科学的 討論過程の作法を守ること。

・「分立・従属モデル」の特徴とは何か

「政策案形成の場」との融合 科学によって回答できない問題に踏み込む。 特定の学説、見解の提唱者の排除。閉鎖性

利害関心への従属性。とりわけ「行政組織の利害関心」のバイアスを受

図3 科学的検討の場の分立・従属モデル

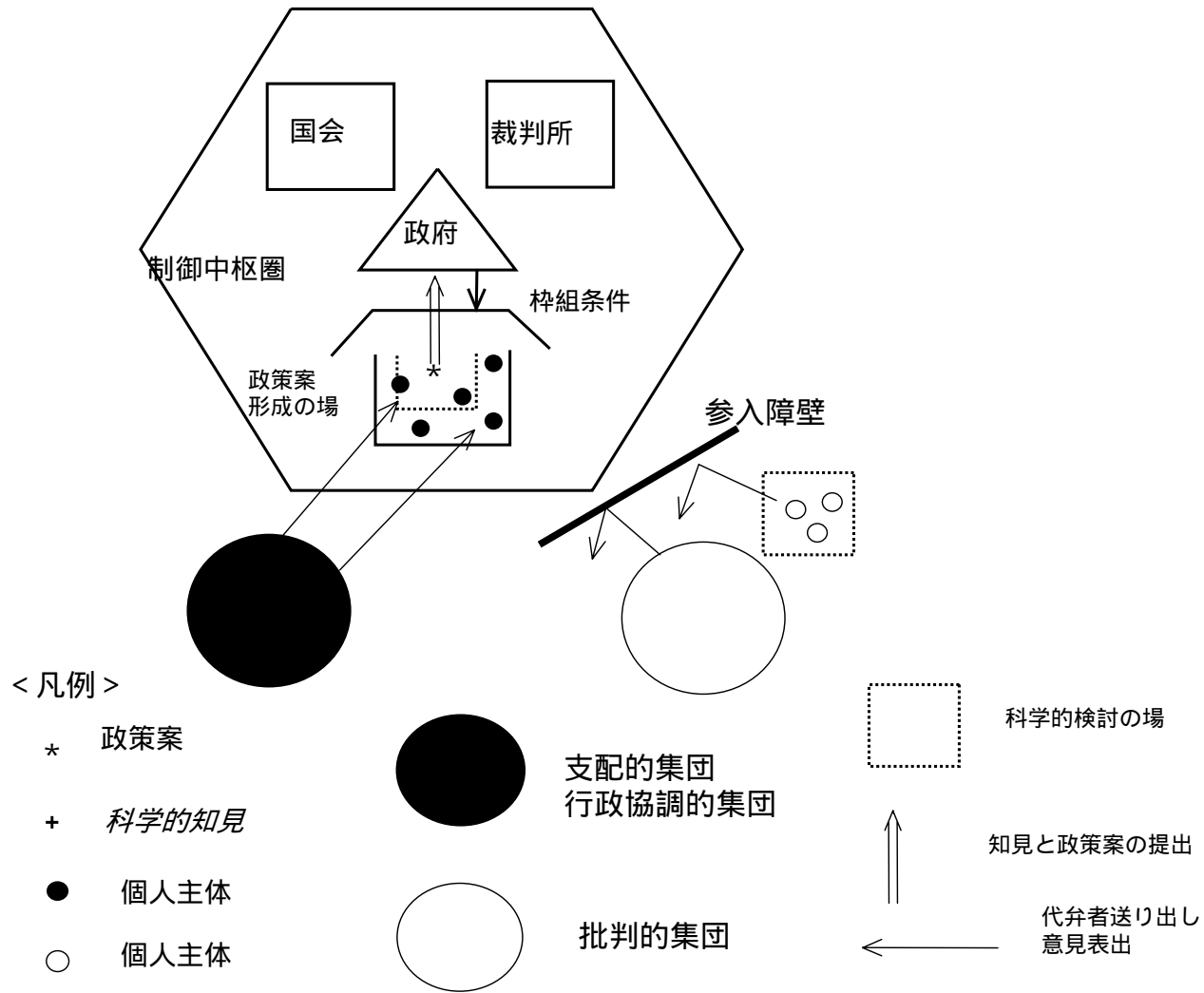
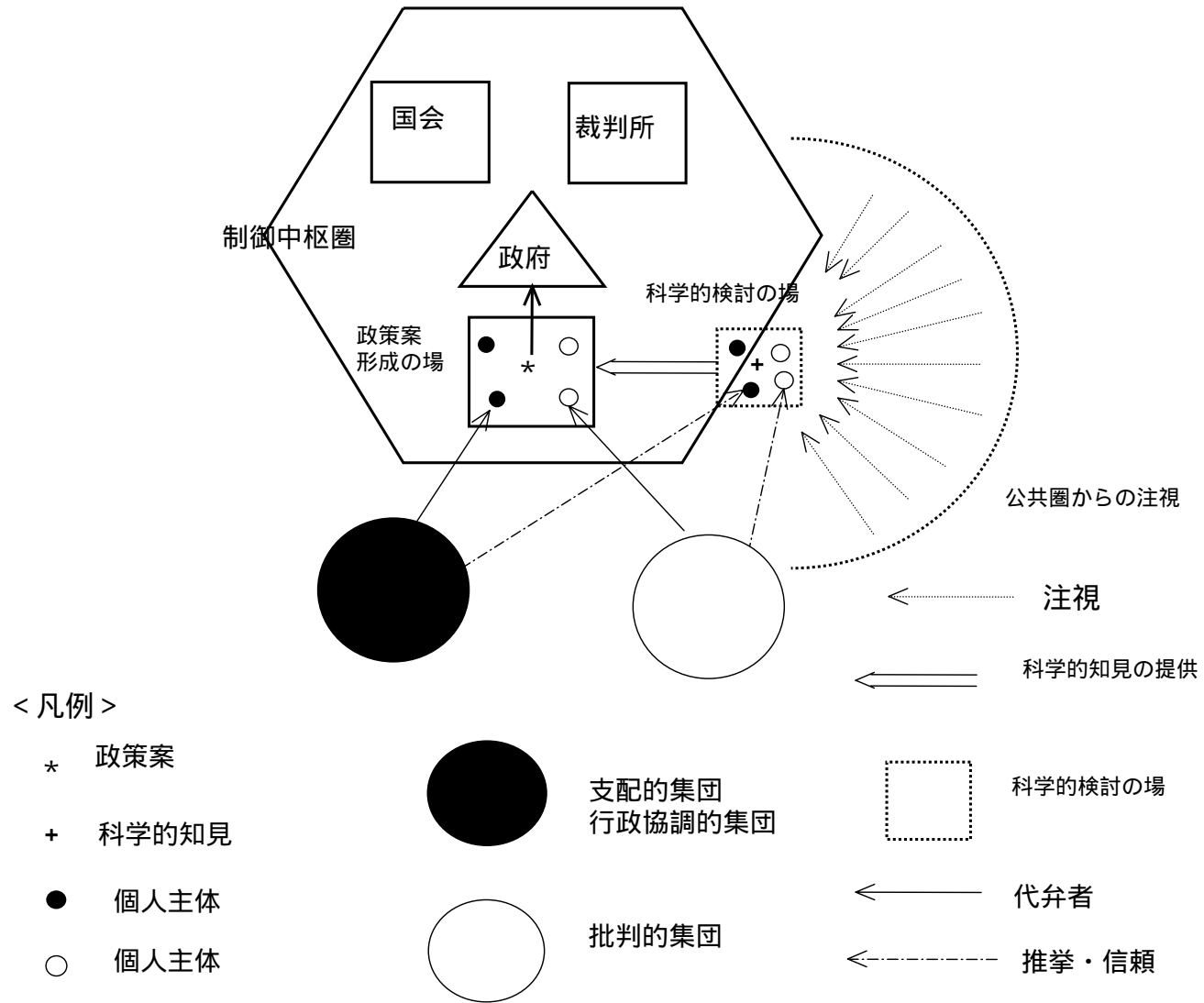


図4 科学的検討の場の統合・自律モデル



2 - 3 : 政策案形成の場

- (1) 社会変革的な政策案形成の条件は何か
政策議題設定、変革主体形成、新しい状況定義、価値序列の再編。(原子力市民委員会の特徴)
- (2) 優れた政策案を形成する方法は何か
・ 複数の政策案を作成し、選択肢として比較検討 (効果、費用、随伴帰結) この点で、「科学的知見」は手段として役立つ
- (3) 「政策案形成の場」は、多数決原理をとる必要はない。
少数意見でも、優れた意見を反映することが、民意の反映である。

2 - 4 : 政策決定の場

- (1) 一つの政策案を選ぶことによる決定
- (2) いかん、民意を反映するか。 多数決原理の重要性。住民投票、パブリックコメント、討議型世論調査、などの積極的意義

Q3: 「民意の反映回路」をどのように豊富化していくか

- (1) 国会の強化により、政策形成の二つの回路をつくる
 - ・「国会事故調」の画期的意義。同様の「科学的検討の場」としての専門調査委員会を創っていくべき。
- (2) 「公論形成の場」をさらに豊富化する。
 - ・「政策議題設定」「政策案の形成」「(政策案からの選択による)政策決定」のいずれについても、民意反映のためには、市民のつくる「公論形成の場」が鍵になる。
 - ・これにより、「理性的制御モデル」への接近が可能になる。
- (3) 「民意を反映していない政策の拒否」による原子力複合体にとっての行き詰まり状況をつくる。
 - ・「勢力関係モデル」の文脈での対抗力の発揮も「民意反映」の有力回路である。例、高レベル放射性廃棄物問題

図5 四種類の「取組みの場」が適切に連結された「取組み態勢」
 (公論形成の場と国会が機能している場合の取組み態勢)

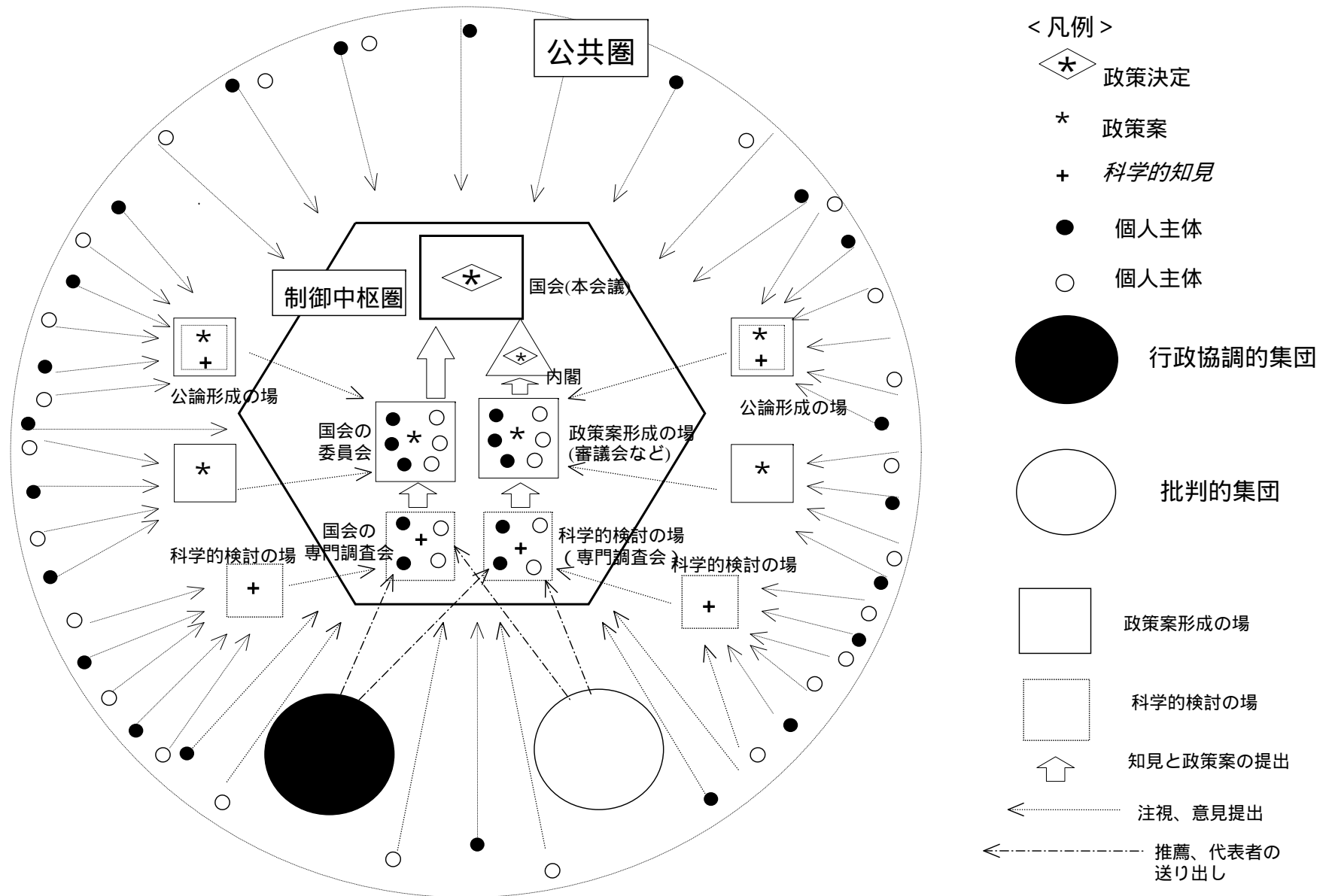


図6 行政専横型の政策形成過程（取組み態勢が貧弱な状況は、公論形成の場の貧弱さを背景にしつつ、科学的検討の場の分立・従属モデル、国会の調査委員会の欠如によって、もたらされる。）

